

町制施行30周年記念イベント



三重県警察音楽隊による演奏!

主な内容

特集 平成29年度歳入歳出決算	2~6
第55回町民体育祭が開催されました	7
ご自宅の無料耐震診断を受けませんか	8
犬を飼っている皆さんへ	12
西川ヘレンさん講演会が開催されます	15
奨学金の申込が始まります	15
11月は児童虐待防止推進月間です	22



木曾岬町の人口と世帯数 10月1日現在

人口	6,317人	(前月比-5)
男	3,207人	(前月比-1)
女	3,110人	(前月比-4)
世帯数	2,433世帯	(前月比+2)

平成29年度 木曾岬町歳入歳出決算



町の財政事情を町民の皆さまに広く知っていただくため、特集として、皆さまに関係の深い一般会計を中心に、決算のあらましをお知らせします。

各会計別決算

●歳入合計

(単位：千円・%)

区分	平成29年度	平成28年度	比較	増減率
一般会計	4,137,316	4,264,180	▲126,864	▲3.0
国民健康保険特別会計	935,273	972,498	▲37,207	▲3.8
介護保険特別会計	484,784	455,011	29,773	6.5
後期高齢者医療特別会計	127,200	117,248	9,952	8.5
土地取得特別会計	3,000	3,000	0	0.0
農業集落排水事業特別会計	99,627	99,473	154	0.2
公共下水道事業特別会計	300,279	316,590	▲16,311	▲5.2
小計(特別会計)	1,950,163	1,963,820	▲13,639	▲0.7
水道事業会計(公営企業会計)	171,841	173,852	▲2,011	▲1.2
収益的収入	169,638	171,735	▲2,097	▲1.2
資本的収入	2,203	2,117	86	4.1
合計	6,259,320	6,401,834	▲142,514	▲2.2

●歳出合計

(単位：千円・%)

区分	平成29年度	平成28年度	比較	増減率
一般会計	3,975,319	4,167,976	▲192,657	▲4.6
国民健康保険特別会計	932,269	947,526	▲15,257	▲1.6
介護保険特別会計	468,465	435,863	32,602	7.5
後期高齢者医療特別会計	125,661	116,779	8,882	7.6
土地取得特別会計	2,917	2,962	▲45	▲1.5
農業集落排水事業特別会計	94,757	96,670	▲1,913	▲2.0
公共下水道事業特別会計	295,803	303,596	▲7,793	▲2.6
小計(特別会計)	1,919,872	1,903,396	16,476	0.9
水道事業会計(公営企業会計)	184,517	192,309	▲7,792	▲4.1
収益的支出	171,616	186,686	▲15,070	▲8.1
資本的支出	12,901	5,623	7,278	129.4
合計	6,079,708	6,263,681	▲183,973	▲2.9

平成29年度の一般会計・特別会計・企業会計を合わせた決算総額は、歳入が62億5,932万円(前年度比2.2%減)、歳出が60億7,970万8千円(前年度比2.9%減)となりました。

このうち一般会計は、歳入が41億3,731万6千円(前年度比3.0%減)、歳出では39億7,531万9千円(前年度比4.6%減)となりました。歳入歳出差引額から平成30年度に繰越すべき財源の3,185万8千円を差し引いた実質収支額は1億3,013万8,808千円となりました。

国民健康保険等の6つの特別会計の総額は、歳入が19億5,016万3千円(前年度比0.7%減)、歳出が19億1,987万2千円(前年度比0.9%増)となりました。また、公営企業会計の水道事業については、歳入が1億7,184万1千円(前年度比1.2%減)、歳出が1億8,451万7千円(前年度比4.1%減)となりました。

用語解説

◆一般会計

町税を主な収入として、道路・公園などの整備や、教育や社会福祉事業の充実など、町が一年間行っている基本的な施策の経費を計上した会計のことをいいます。

◆特別会計

国民健康保険や下水道などの特定事業を行う場合に、経理状況が一目でわかるようにするために、一般会計とは別に経理する会計のことをいいます。

◆公営企業会計

民間企業と同じように独立採算性で、収支のバランスをとりながら経理する会計のことをいいます。

◆実質赤字比率

一般会計など(普通会計)を対象とした実質赤字比率の標準(普通会計)を対照とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。当町の標準財政規模の場合、150%を超えるとは財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

◆連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字に対する比率です。当町の標準財政規模の場合、20%を超えるとは財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

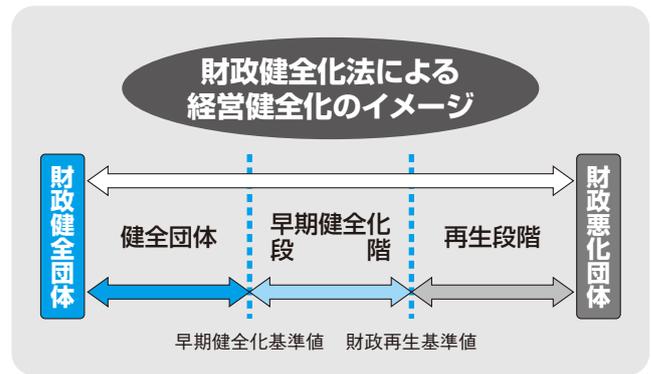
◆実質公債費比率

町が借り入れた地方債(借金)の当該年度の元利償還金(公債費)のうち一般会計(公債費)のうちの一般財源などから地方交付税により措置される災害事業費などを控除した公債費の負担状況を示す指標です。一般に25%を超えると公債発行(地方債の発行)が制限されます。

指標で見る財政事情

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、町の一般会計、特別会計等の決算に対しては健全化判断指標の公表が義務付けられています。この法律に定める判断基準値と平成29年度決算に基づく町の健全化判断比率及び資金不足比率等は次のとおりです。

当町における決算指数はいずれにおいても国が定める早期健全化基準値を下回っており、平成29年度決算においては、健全な状態にあると判断されます。



平成29年度決算における町の健全化指数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成29年度決算指数	—	—	2.7%	—	—
早期健全化基準値	15.0%を超える	20.0%を超える	25.0%を超える	350.0%を超える	20.0%を超える
財政再生基準値	20.0%を超える	30.0%を超える	35.0%を超える	—	—
三重県平均値	—	—	6.7%	20.1%	—

※平成29年度決算指数中の—は赤字額や将来負担額、資金不足額が発生しておらず、算定されない状況を示しております。

一般会計歳入決算の状況

(単位：千円)

歳入内訳		構成比率%
自主財源	町税	978,339 23.6
	分担金負担金	38,742 0.9
	使用料および手数料	35,965 0.9
	財産収入	19,773 0.5
	寄付金	32,405 0.8
	繰入金	992,301 24.0
	繰越金	46,204 1.1
	諸収入	50,515 1.2
	小計	2,194,244 53.0
	依存財源	地方譲与税
利子割交付金		1,944 0.0
配当割交付金		4,841 0.1
株式等譲渡所得割交付金		4,756 0.1
地方消費税交付金		113,297 2.7
自動車取得税交付金		13,618 0.3
地方特例交付金		2,691 0.1
地方交付税		905,635 21.9
交通安全対策特別交付金		832 0.0
国庫支出金		343,872 8.3
県支出金	177,851 4.3	
町債	336,200 8.1	
小計	1,943,072 47.0	
合計	4,137,316 100.0	

歳入決算の概要

平成29年度は複合型施設建設費の財源として約9億円の基金取崩しを行ったことから、繰入金が大きく増加した一方、町債による収入は大きく減少しました。この結果、昨年度に比べ自主財源の比率が36.4%から53.0%へと大きく増加しました。

財源の性質別では、町税収入が前年度比665万4千円の減額となりました。ここ数年堅調に推移していましたが、土地価格の緩やかな下落が影響し固定資産税がわずかながら減収に転じ、法人税収入やたばこ税などについても昨年度に比べ微減となりました。

また、依存財源では防災関連施設整備において昨年度同様補助金を財源としたこともあり、国・県支出金合わせて5億2,172万3千円と収入全体の12.6%を占め、前年度比では1.7ポイントの増加となりました。

今後も、行政活動の自主性と安定性を確保する上で重要となる自主財源の確保のため、適切な事務事業の改善に努めてまいります。

- ◆将来負担比率 地方債の残高をはじめ一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村にあつては35%を超えるとは財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆資金不足比率 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。この指標が20%以上になると財政健全化団体となり公営企業などの健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆町税 町民税・固定資産税・軽自動車税などの普通税と、入湯税・事業税などの目的税のことをいいます。
- ◆繰入金 一般会計、特別会計、各種基金などから受け入れるお金のことをいいます。
- ◆地方交付税 国が市町村の財政状況に応じて交付するお金のことをいいます。地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。
- ◆国庫(県)支出金 (国)が認めた事業に対し市町村に交付されるお金(負担金・補助金・委託金など)のことをいいます。
- ◆町債 建設事業など、将来の町民にも建設費用を負担してもらったほうが公平であると考えられる事業などの資金調達のために借り入れるお金のことをいいます。
- ◆自主財源 町が自主的に収入しうる財源のことをいいます。
- ◆依存財源 国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことをいいます。



一般会計歳出決算の状況

(単位：千円)

歳出内訳	構成比率%	内容	
議会費	54,300	1.4	議会に係る費用に使われました。
総務費	1,429,686	36.0	主に窓口、税務、選挙事務に係る費用や庁舎建築に使われました。
民生費	675,523	17.0	主に保育、社会福祉に係る費用に使われました。
衛生費	223,603	5.6	主に健康予防、ごみ対策に係る費用に使われました。
農林水産業費	226,510	5.7	主に農業、漁業の発展や振興に係る費用に使われました。
商工費	12,000	0.3	主に商業、観光に係る費用に使われました。
土木費	372,233	9.3	主に道路整備、都市計画に係る費用に使われました。
消防費	513,416	12.9	消防、防災に係る費用の他、災害対策施設整備に使われました。
教育費	352,526	8.9	主に小・中学校、幼稚園に係る費用に使われました。
公債費	115,522	2.9	町の借金返済に係る費用に使われました。
合計	3,975,319	100.0	

●歳出性質別状況

任意的経費

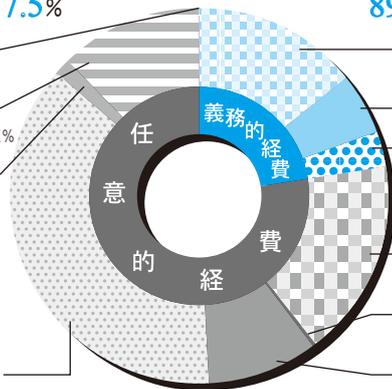
3,081,761千円 77.5%

- 貸付金 1,680千円 0.0%
- 繰出金 484,049千円 12.2%
- 積立金 48,415千円 1.2%
- 普通建設事業費 1,489,375千円 37.4%

義務的経費

893,558千円 22.5%

- 人件費 572,354千円 14.4%
- 扶助費 205,682千円 5.2%
- 公債費 115,522千円 2.9%
- 物件費 674,674千円 17.0%
- 維持補修費 14,841千円 0.4%
- 補助費等 368,727千円 9.3%



歳出決算の概要

歳出決算額は39億7,531万9千円となり前年度比4.6%減、金額で1億9,265万7千円の減額となりました。

性質別に見ると人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出全体の22.5%を占め、前年度比で1,514万円の減額となりました。また物件費、補助費、普通建設事業費等の任意的経費は全体の77.5%を占め、前年度比では2億779万7千円の減額となりました。とりわけ普通建設事業費が全体の37.4%と大きなウェイトを占めておりますが、複合型施設や防災関連施設の整備に多額の費用を要したことが影響しています。

今後も、町財政の健全化を図るため適切な財政事業の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営と事務事業の簡素化並びに効率化を図っていきます。



一般会計地方債の状況

(単位：千円)

区分	平成28年度末現在高	平成29年度発行額	平成29年度償還額	差引現在高
公共事業等債	83,105	171,000	7,836	246,269
一般単独事業債	1,305,405	45,800	8,490	1,342,715
教育・福祉施設等整備事業債	2,952	0	1,958	994
財源対策債	784	0	520	264
減税補てん債	21,267	0	2,537	18,730
臨時財政対策債	1,513,824	119,400	76,478	1,556,746
その他	14,754	0	1,047	13,707
合計	2,942,091	336,200	98,866	3,179,425

用語解説

◆義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられた任意に節減できない経費をいいます。

◆任意的経費
任意に支出することができ、生活維持のために支出される経費のことをいいます。(生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助など) 経費をいいます。

◆扶助費
社会保障制度の一環として、生活を維持するために支出される経費のことをいいます。(生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助など) 経費をいいます。

◆公債費
借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利息です。

◆補助費など
負担金・補助金・交付金が主なのですが、報奨金や損害保険などの保険料、賠償金なども含まれます。

◆物件費
地方公共団体が支出する消費的性質の経費(人件費・維持補修費・扶助費を除く)のことをいいます。

◆経常収支比率
財政構造の余裕を示すもので、65%～75%が望ましいとされています。支出のうち人件費など、毎年必ず支払う経費を「経常的経費」といいます。また、町税など毎年経常的に入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道が自由な経常一般財源から経常的経費に充てられる割合が「経常収支比率」となります。この比率が低いほど自由に使える資金が多くなります。

平成29年度主要事業

ピックアップ7



地方創生関連事業
1,400万円



複合型施設建設関連事業
9億6,400万円



図書館事業
5,900万円



小中学校英語指導講師派遣事業
400万円



町道鍋田川線舗装事業
5,500万円



湛水防除事業
6,500万円

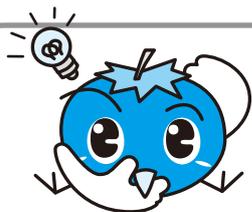


個別受信機デジタル化事業
4,900万円



避難施設整備事業
3億4,400万円

木曾岬町の収入と支出



木曾岬町の決算を 家計に例えてみました

平成29年度一般会計決算の歳入総額41億3,713万円を
月収40万円(年収480万円)の家計にあてはめてみました。

収入

給料	20万1千円 (50.1%)
うち基本給(町税)	9万5千円 (23.6%)
うち諸手当(地方交付税など)	10万6千円 (26.5%)
パート収入 (使用料・手数料など)	5千円 (1.4%)
親からの仕送り (国・県交付金など)	5万3千円 (13.3%)
貯金の取り崩し (繰入金)	9万6千円 (24.0%)
借金	3万2千円 (8.1%)
うち住宅ローン (公共事業用の町債)	2万1千円 (5.2%)
うちその他の借金 (臨時財政対策債)	1万1千円 (2.9%)
その他 (寄附金・諸収入など)	1万3千円 (3.1%)
合計	40万円 (100.0%)

貯金残高

年収480万円に対し
400万1千円

給料だけではまかなえないので、借金
や仕送りに頼っているんだよ。
今月(29年度)はマイホームを建てる
ために、貯金を1/5くらい崩したよ。



支出

食費 (人件費)	5万5千円 (13.8%)
家族の医療費 (扶助費)	2万円 (5.0%)
光熱水費 (物件費・補助費等)	10万1千円 (25.2%)
家の増改築費 (普通建設事業費)	14万4千円 (36.0%)
車や家具の修理代 (維持補修費)	1千円 (0.4%)
子どもたちへの仕送り (繰出金)	4万7千円 (11.7%)
住宅ローン (公債費)	1万1千円 (2.8%)
貯金 (積立金)	5千円 (1.2%)
合計	38万4千円 (96.1%)

借金残高

年収480万円に対し
368万9千円

ようやくマイホームが出来上がったよ。
図書館にはおもしろい本もたくさん
揃ってるので、ぜひみんなで遊びに
来てね。





第55回 町民体育祭

～みんなで集まって みんなが笑う日～

10月14日(日)町最大のスポーツイベント“町民体育祭”が小学校グラウンドを会場に開催されました。当日は絶好の体育祭日和となり、爽やかな秋晴れの下、さまざまな競技が繰り広げられました。体を動かすことを通じてスポーツの楽しさや爽快感を味わったり、警察音楽隊の素晴らしい演奏により多くの方が笑顔になれた体育祭となりました。

また、毎年恒例の地区対抗種目も地区と地区との意地がぶつかりあい、熱い戦いが繰り広げられ会場は声援や拍手で大いに盛り上がりました。

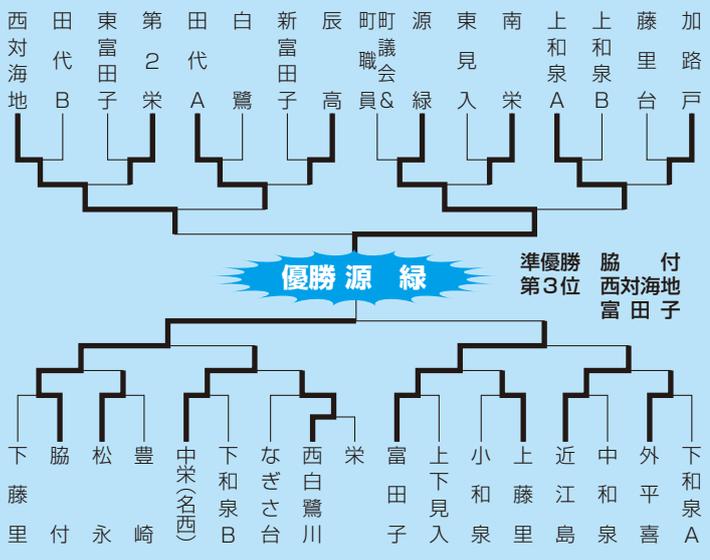
なお、地区対抗種目の結果については、下記のとおりです。



地区対抗種目成績表

種目	順位	チーム名	結果
地区対抗大縄跳び	優勝	田代	50回
	準優勝	中米(名西)	48回
	第3位	米	47回
地区対抗ワープリレー	優勝	東見入	2分11秒63
	準優勝	源緑	2分13秒01
	第3位	加路戸	2分13秒31
ジュニアリレー	優勝	米子供会チームA	2分30秒72
	準優勝	小林	2分30秒76
	第3位	こバンダ会	2分31秒43
地区対抗リレー	優勝	田代	1分48秒18
	準優勝	加路戸	1分54秒16
	第3位	源緑	1分54秒47

地区対抗綱引き



木曾岬町選挙管理委員会改選と委員長の決定について

平成30年9月29日任期満了に伴い、町議会第3回定例会において、選挙管理委員4名が選任されました。

・梶 靖臣 ・鷺野 正之 ・服部 正美 ・諸戸 清和

※委員の任期は平成30年9月30日から平成34年9月29日です。

また、10月17日に開催されました、選挙管理委員会において、委員長及び委員長職務代理者が決定しました。

・委員長 服部 正美 ・委員(職務代理者) 鷺野 正之

わたしたちの
まちな
NEWS

INFORMATION
きそさき

生活のミニ情報

警察署コーナー

教育委員会だより

こども相談センター
からのご案内

カレンダー

株式会社アイ・エヌ・ジー様よりご寄付をいただきました

10月10日(水)、町内に本社を置く株式会社アイ・エヌ・ジーの青山社長が町長室を訪れ、町の教育振興に役立てて頂きたいと多額のご寄付を賜りました。

株式会社アイ・エヌ・ジー様からは平成18年から多額のご寄付をいただいております。ご意向に沿うよう町の「夢とふれあい教育基金」に積み立て、適正に運用させていただきます。

書面をもってお礼申し上げますと共に、株式会社アイ・エヌ・ジー様のますますのご発展をお祈りいたします。



INFORMATION

きそさき



ご自宅の 無料耐震診断を 受けませんか？

近い将来、東海地震や東南海地震といった大地震の発生が予想されています。住宅が地震に対してどの程度の強度があるのかを調査する『無料耐震診断』を受けませんか。

●対象

- ・昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された木造住宅
- ・3階建て以下で、大臣等の特別な認定を得た工法(プレハブ工法など)による住宅でないもの
- ・建物における住宅部分の面積が過半以上のもの

●申込

役場 建設課へお越しいただき、申請書に必要事項を記入していただきます。

●診断

診断は「三重県木造住宅耐震促進協議会」に登録された診断士が行います。

※無料診断は件数に限りがあります。検討される方は早めにご連絡ください。

※以前に無料耐震診断を行った住宅は対象外です。

●問合せ先

役場 建設課
☎68-6106



後期高齢者健康診査・ 後期高齢者歯科健康診査 (75歳・80歳)のご案内

後期高齢者健康診査・後期高齢者
歯科健康診査(75歳・80歳の方限定)
はもう受けられましたか？

まだ、受診されていない方は期限
が迫っていますので、ご自身の健康
管理の為に受診をお願いします。

◆後期高齢者健康診査

・対象者

後期高齢者医療制度に加入の方
で平成30年8月31日までに資格
取得された方

・健診期限

11月30日(金)まで

・持ち物

- ①受診券
- ②保険証
- ③質問票
- ④自己負担金
- ・自己負担金
500円または2000円です。
(受診券に記載されています。)

※指定医療機関で後期高齢者健康診査を受けた方へ

受診費用の自己負担金は、木曾岬
町長寿医療健康診査費用助成制度

により助成を受けることができま
すので、住民課にて申請してくだ
さい。

・申請期限

平成31年2月28日(木)まで

・持ち物

- ①領収書
- ②印鑑
- ③振込口座がわかるもの

◆後期高齢者歯科健康診査

・対象者

平成30年3月31日時点において、
後期高齢者医療に加入されてい
る方のうち、75歳と80歳の方で
す。対象の方へはすでに受診票
等を送付しています。

・健診期限

12月20日(木)まで

・持ち物

- ①受診票
- ②保険証
- ③質問票
- ④健診票
- ⑤健診結果のお知らせ
- ・自己負担金
無 料

●問合せ先

役場 住民課

☎ 68-6103



ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・
消毒により汚れやダニもきれいにと
れる寝具洗濯サービスをご利用くだ
さい。

●申込方法

役場福祉健康課にて利用料ととも
に申し込んでください。
(印鑑をお持ちください。)

●申込期限

11月30日(金)

●実施日

12月中に業者がお宅へお伺いして
布団をお預かりし、おおむね1週
間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者か
ら連絡します。

*布団の貸出し有(有料、敷布団・
かけ布団各540円/回)

●対象寝具

- ①かけ布団+敷布団+毛布
- ②マットレス+ベットパット+
- かけ布団+毛布
- ③マットレス+ベットパット+
- かけ布団+敷布団+毛布

*羽毛布団等もご利用いただけます。

●利用料

- ①700円
- ②910円
- ③1,130円

●利用対象者

- ・おおむね65歳以上の一人暮らしの
方
- ・介護認定を受けた方
- ・心身障がい児(者)で衛生管理が困
難な方



洗濯前



洗濯後

●申込み及び問合せ先

役場 福祉健康課

☎ 68-6104

町職員の給料などを公表します

職員の給与や勤務条件など、木曾岬町の人事行政について理解を深めていただけるよう平成29年度の状況をお知らせします。

◆ 職員の任免および職員数に関する状況

採用状況

(平成30年4月1日)

職 種	人 数
一般行政職	1 人

退職状況

(平成29年度中)

職 種	人 数
定年退職	1 人
応募認定退職	1 人
普通退職ほか	0 人
合 計	2 人

部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	対前年増減数	
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0
	総務・企画	16	14	-2
	税 務	4	5	1
	農林水産	5	5	0
	土 木	3	3	0
	民 生	15	15	0
	衛 生	7	7	0
小 計	52	51	-1	
教 育 部 門	10	10	0	
公 営 企 業 等	水 道	1	1	0
	下 水 道	1	1	0
	そ の 他	3	3	0
	小 計	5	5	0
合 計	67	66	-1	

※町長、副町長、教育長を除きます。

◆ 職員の人事評価の状況

職員の能力開発、人材育成及び任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため人事評価を行っています。

人事評価制度は、職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の結果等を評価する「業績評価」と職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価する「能力評価」の2つの評価から構成されています。

◆ 人件費の状況

(平成29年度一般会計決算) (単位:千円)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件费率 (B/A)	前年度人件费率
3,975,274	562,442	14.1%	13.7%

※人件費には、特別職の報酬等が含まれます。

◆ 職員の平均給料月額・平均年齢の状況

(平成30年4月1日)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	316,000円	43.3歳
技 能 労 務 職	193,200円	62.3歳

◆ 初任給の状況

(平成30年4月1日)

区 分	木曾岬町	三重県
一般行政職	大学卒	179,200円
	高校卒	147,100円
		197,700円
		161,800円

◆ 経験年数・学歴別平均給料の状況

(平成30年4月1日)

区 分	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	228,700円	261,100円	334,900円
	高校卒	—	—	—

◆手当の状況

(平成30年4月1日)

扶養手当	配偶者	6,500円
	配偶者以外の扶養親族1人につき (子)10,000円 (父母等)6,500円	
	配偶者がいない場合の1人のみ (子)10,000円 (父母等)9,000円	
	特定扶養加算(16歳以上22歳までの子1人につき)	5,000円
住居手当	借家居住者(12,000円を超える額) 支給限度額	27,000円
	自宅居住者(新築または購入後5年まで)	2,500円

通勤手当	交通機関利用者	支給限度額	55,000円
	交通用具利用者	片道2km以上の距離に応じて	2,000円～31,600円
期末勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分	0.850月分
	12月期	1.375月分	0.950月分
	合計	2.600月分	1.800月分

(平成29年度支給割合)
※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

※このほか、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職手当、地域手当などがあります。
※扶養手当、通勤手当の内容は国と同じです。

◆特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日)

区分	給料月額等	期末手当	
町長	670,000円	6月期 2.075月分	12月期 2.325月分
副町長	540,000円	合計 4.400月分	※役職加算あり (平成29年度支給割合)
教育長	520,000円		
議長	285,000円	6月期 1.225月分	12月期 1.375月分
副議長	225,000円	合計 2.600月分	※役職加算あり
議員	210,000円		

◆勤務時間の状況

1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、週38時間45分勤務です。

◆休暇制度

年次有給休暇	1年(暦年)に20日間付与されます。 残日数がある場合は、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。
病気休暇	病気療養に必要な期間(90日以内)について有給の休暇となります。
特別休暇	特定の事由に基づいて有給の休暇が認められます。 結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
介護休暇	同居の家族の介護が必要な期間(連続する180日以内)について無給の休暇となります。

※平成29年中の有給休暇の平均取得日数 9.0日

◆職員の分限処分および懲戒処分

(平成29年度)

区分	人数
分限処分	0人
懲戒処分	0人

◆公平委員会における業務の状況

(平成29年度)

業務	件数
勤務条件に関する措置要求	無
不利益処分に対する不服申立て	無
苦情処理	無

◆研修の状況

全職員を対象に職場内研修を行い、職務遂行能力向上に努めています。平成29年度においては、相手の求める接遇・マナーを理解し、住民の皆様から信頼される職員を目指すことを目的とした接遇研修を実施しています。また、職場外研修として、主に三重県市町村総合事務組合が主催する研修に、役職や経験年数、専門分野等に応じて受講しています。

◆福利厚生事業

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生増進を図るため、(財)三重県市町村職員互助会に加入し、福利厚生事業を実施しています。事業内容等は、以下を参照してください。

<http://www.zc.ztv.ne.jp/fukuri/index.htm>

犬を飼っている皆さんへ

登録と狂犬病予防注射について

犬の飼い主は、飼い犬に生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射をすることが狂犬病予防法で義務付けられています。必ず登録と予防注射をしましょう。

狂犬病は犬だけでなく人も含めた哺乳動物すべてがかかり、症状が出ると必ず死にいたる恐ろしい病気です。近年、国内での発生はありませんが、世界では年間5万人以上の死亡者が発生しています。

万が一、日本国内に狂犬病が侵入してもまん延を防げるように、必ず登録と予防注射をしましょう。



●犬の登録をされていない方

現時点で生後91日以上の子犬を飼われていて登録がお済みでない方は、役場住民課又は役場が契約をしている動物病院で登録をしていただく必要があります。

登録手数料は1頭につき3,000円です。

●狂犬病予防注射を打たれた方

動物病院で狂犬病予防注射を打たれた後で役場住民課へ手続きにいられていない方は、病院で発行された狂犬病予防注射済証を持って役場住民課へお越しください。窓口で550円をお支払いただき、平成30年度注射済票を交付します。

●飼い犬が亡くなった場合

登録している犬がすでに亡くなった場合は、死亡届を出していただく必要がありますので、役場住民課へ届出をお願いします。

【料 金】

登録手数料 3,000円
注射済票交付手数料 550円

【契約病院】

- 九華公園動物病院
(桑名市吉之丸115-1)
- コイデ動物病院
(桑名市常磐町16-3)
- 桑名犬猫病院
(桑名市西別所356-1)
- 大山田動物病院
(桑名市野田3丁目9-1)
- アス力動物病院
(桑名市大福東389-1)
- まなこ獣医科
(桑名市福島字立代833-8)

●ひだまりの丘動物病院

(桑名市陽だまりの丘1-2205)

●問合せ先

役場 住民課
☎68-6103

土地改良区職員の募集について

海抜ゼロメートル地帯である本町は、排水機による機械排水が不可欠であり、湛水被害を防ぐ上で極めて重要な役割を担っています。また、農地等へ農業用水を供給するなど土地改良区は町の農業振興に多大な貢献をしています。

土地改良区では、これら排水機や揚水機の操作業務や農業用排水路など土地改良施設の維持管理を行う職員を下記により募集しますので、興味のある方はハローワーク桑名(☎0594-22-5141)にて詳細をご確認の上、履歴書とハローワーク発行の紹介状を添付の上、土地改良区事務局まで提出してください。

●募集要件

年齢 18歳～40歳まで
募集人数 1名
資格 準中型自動車免許
(AT限定不可)
※準中型自動車免許が無い場合、採用後6ヶ月以内に取得することも可。

●勤務形態

給与 144,500円以上
(職歴加算あり)
加入保険 健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金保険
勤務日 月々金(ただし、かんがい期は交代で休日勤務あり)

勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間)
実働7時間45分
※かんがい期は早番、遅番のシフト制

●選考方法

書類審査、面接

●問合せ先

木曾岬町土地改良区
(役場 産業課内)
☎68-6105

生活のミニ情報

暮らしなんでも相談会 開催(無料)(秘密厳守)

子育て、年金、介護、労働、金融などの相談に弁護士・社会保険労務士・介護支援専門員が親切にお応えいたします。

●日時

11月10日(土)
午前10時～午後4時

●場所

桑名市総合福祉会館内 会議室

●申込み

左記電話またはFAXでお申込みください。

事前予約制ですが当日空いている場合がありますので当日は電話にて連絡ください。

●質問

暮らしほっとステーション桑名

(構成団体：桑名地区労働者福祉協議会・連合三重桑名地域協議会)

(協力団体：桑名市社会福祉協議会)

☎0594-877-7169
FAX 0594-877-7170

11月は「年金月間」 11月30日(土)まで 「年金の日」として

「ねんきん月間」と 「年金の日」の趣旨は、

「ねんきん月間」は、皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

また、「年金の日」は、お一人お一人に「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

年金は、高齢者の生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしています。

また、老後までの人生設計を考えると、若い方にとっても無縁なものではありません。

この機会に、公的年金制度の意義やしくみについて理解を深めていただきますようお願いいたします。

★老後の備えに…

【老齢基礎年金】

国民年金保険料を納付した期間(免除期間を含む)と厚生年金・共済組合に加入した期間を合わせて10年以上ある人が、65歳から生涯受けられます。

★病气やけがで障害が残ったら…

【障害基礎年金】

国民年金加入中または20歳前に

初診日のある病气やけがで、法令で定められている障害の状態になったときに受けられます。ただし、保険料の納付要件があります。

●国民年金保険料を納めないまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず国民年金保険料を納めましょう。

●ご本人の申請手続きによって国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※国民年金保険料納付の免除または猶予制度の利用を希望される方は、お近くの年金事務所(☎059-353-5513)、または役場住民課(☎68-103)までお問い合わせください。

11月は

ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。



第21回三重県障がい者スポーツ大会 ボウリング

●日時

12月15日(土)
午前の部

午前9時30分～午後0時30分
午後の部

午後1時30分～午後4時30分

●内容

ボウリング
(知的障がいのある方)

●会場

津グランドボウル
(津市垂水95-1)

●主催

三重県(実施主体)・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭運営委員会

●申込み締切

11月9日(金)必着

●質問

三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭運営委員会

三重県身体障害者総合福祉センター

障がい者スポーツ推進課
担当：森川、世古

☎059-231-0800
FAX 059-231-0801

自賠責保険・自賠責共済の ご案内 「自賠責 切れていませんか？」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加害者義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

自衛官候補生採用試験・平成30年度高等工科大学生徒の募集

【自衛官候補生(男・女)】

採用試験日

- (1) 11月自衛官候補生採用試験 11月18日
- (2) 12月自衛官候補生採用試験 12月16日

受付期間

随時受付

受験資格

18歳以上33歳未満の健康な男子及び女子

試験会場

受付時に案内

【陸上自衛隊高等工科大学】

受付期間

- (1) 推薦 11月1日～11月30日
- (2) 一般 11月1日～平成31年1月7日

受験資格

(1) 推薦

男子中卒(見込を含む)17歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者

(2) 一般

男子中卒(見込を含む)17歳未満の者

採用試験日

- (1) 推薦 平成31年1月5日～7日のいずれか1日
- (2) 一般 一次試験 平成31年1月19日

二次試験

平成31年2月1日～4日

試験会場

- (1) 推薦 高等工科大学(神奈川県)
- (2) 一般 三重県四日市庁舎(三重県) 予定

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-14-11(阿部ビル2F)

自衛隊四日市地域事務所 ☎059-351-1723

受付時間 午前9時～午後5時

自衛官募集コールセンターフリーダイヤル 0120-063-792

受付時間 正午～午後8時(年中無休)

秋季火災予防運動

11月9日(金)から15日(木)まで全国一斉に、秋季火災予防運動が実施されます。これに伴い「防火ポスター展」を開催します。展示するポスターは管内の小中学生の入賞作品86点です。

【防火ポスター展】

期 間

- ① 11月1日(木)～11月11日(日)
- ② 11月14日(水)～11月25日(日)

場 所

- ① イオンモール東員 (東員町大字長深510-1)
- ② イオンモール桑名 (桑名市新西方1丁目22)

【住宅用火災警報器は定期的に点検しよう!】

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることもあるため、とても危険です。ぜひご自身で点検して、設置から10年を目安に機器本体を交換しましょう。

【2018年度全国統一防火標語】

「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

これからは、火災が発生しやすい季節を迎えます。火の元、火の取り扱いは十分注意しましょう。

問 桑名市消防本部 予防課

☎0594-24-5279 FAX 0594-24-5281



警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

実施期間 10月1日～12月31日までの間

●夕暮れ時の早めのライト点灯 ～自動車、オートバイ、自転車～

夕暮れ時の交通事故が多発してします。見るためのライトを見せるためにも点灯しましょう。ドライバーは、ハイビームを基本とし、必要により、こまめなライトの切り替えで事故を防止しましょう。

●反射材の着用推進 ～歩行者、自転車利用者～

明るい服装と反射材を着用して車にアピール。特に、夜間は自分の存在を知らせて安全を確保しましょう。

- 警察安全相談電話 『#9110』『059-224-9110』 ※平日の午前9時～午後5時まで
- 桑名警察署 『0594-24-0110』

～運動の要旨～

例年、夕暮れ時は交通事故が多く、特に日没時間が早くなる10月からの時期には、帰宅時間帯のラッシュと相まって、さらに交通事故の多発が懸念されます。このため、自動車等の運転者が夕暮れ時に少しでも早くライトを点灯することに心がけ、周囲の車両や歩行者を早期に発見できる交通環境づくりに努めるとともに、早めのライト点灯と反射材着用を推進することにより、全ての道路利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を抑止しようとするものです。

町内9月の交通事故 ()…平成30年累計

●件数/12件(126件) ●死者数/0人(1人) ●負傷者数/1人(18人)

西川ヘレンさんの 講演会が開催されます

木曾岬町の町制施行30周年記念として、西川ヘレンさんの講演会を開催します。

「大家族 支え愛、見守り愛、励まし愛」をテーマに、タレントの妻として、また三人の子の母として家族を支えながら、実母や義父母との40年以上の同居では多重介護を経験し、女の夢、嫁の立場、母の役割、妻の責任などを、その生き様を通してご講演いただきます。

なお、入場には整理券が必要です。



- 日 時／11月23日(金・祝)
- 開 場／午後1時30分 ★開 演 午後2時
- 会 場／木曾岬町民ホール
- 入場料／無料 ※事前に整理券を配布します

配布期間：11月7日(水)～11月20日(火)

配布場所：教育委員会事務局(平日：午前8時30分～午後5時)
町立図書館(土日：午前9時～午後5時)

※整理券は先着順に配布します。

※3歳未満のお子様は、保護者の方のおひざの上でのご鑑賞となりますのでご了承ください。

～奨学金の申込について～

木曾岬町修学奨学金の貸与を希望される方を募集します。この制度は、町内篤志家からご寄附いただいた資金で創設した「木曾岬町夢とふれあい教育基金」を原資に、大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方に奨学金を貸与し、将来、町に貢献できるような人に育てていただくことを目的としています。

制度の概要は、次のとおりです。

- 奨学金の貸与を受けようとする方の要件
 - ・木曾岬町に居住する方またはその子弟であること
 - ・町民税などの滞納がないこと
 - ・大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方であること
- 貸与額等
 - ・大学生、専門学校生・・・1人につき月額20,000円
 - ・高校生・・・1人につき月額10,000円
 - ※無利子で貸与します。
- 返 還
 - ・卒業した次の年から、貸与期間の2倍年数以内に、月賦または半年賦で返還(例えば貸与年数が4年の場合は8年以内に返還)
- 申込方法
 - 【申込書類】
 - ・修学奨学金貸与申請書(様式第1号)
 - ・「木曾岬町夢とふれあい教育基金」による修学奨学金に係る契約書(様式第2号)
 - ・住民票世帯全員の写し(本人の除票を含む)
 - ・課税証明書
 - ※様式第1号、第2号については、教育委員会で希望の方に配布します。また、町ホームページ内、「教育委員会」からダウンロードできます。
 - 【申込期間】 11月1日(木)～11月22日(木)
 - 【申込み先】 教育委員会
- 貸与決定の通知について
 - 平成31年2月中旬までに、申請者に通知させていただきます。

(問合せ先／教育委員会事務局 ☎68-1617)

シリーズ

木曽岬町CSアクションプラン2018

～地域ぐるみで子どもを育てる取組をめざして⑧～

子どもたちの豊かな育ちには、学校・家庭・地域の連携が大切です。木曽岬町教育委員会では、学校(園)教育基本方針に基づき、今年度「木曽岬町コミュニティ・スクール(CS)アクションプラン2018」を展開しています。

この「木曽岬町CSアクションプラン2018」の中の1つに、「スマホやゲームと上手く付き合う子」の推進を掲げて、学校・家庭・地域のそれぞれの立場でできることを活動指標として示しました。(詳細は、HPをご覧ください。)11月号では、小学校の「スマホやゲームと上手く付き合う子」の取組についてご紹介します。

子どもの実態から見えてきたものとは…

スマホ・ケータイ・タブレット・パソコン・ゲーム機によりインターネットを介して世界中がつながる世の中になっています。そのような中、事件や事故に巻き込まれるトラブルが増えてきています。木曽岬小学校のスマホ等の使用実態に迫ってみました。



5年生アンケート調査結果より

Q1 インターネットはしているのかな？

A 約半数の子どもたちが、スマホ・タブレット・ゲーム機等を使ってネットにつないでいます。

Q2 インターネットで何をしているのかな？

A 全体の8割の子どもたちが、動画サイトを観ています。Lineやゲームも約半数が利用しています。

Q3 平日、どれくらいの時間使っているのかな？

A 1時間未満が約半数、約1/4が1時間以上2時間未満、約1/4が2時間以上です。

Q4 悪口・チェーンメール・不審メールなど、困ったことはないのかな？

A ほとんどこのような経験はありません。

Q5 家庭では、使い方のルールは決めているのかな？

A 8割の家庭で複数のルールを決めています。

Q6 フィルタリングを知っているのかな？

A 4年生時の調査では9割の児童が「知らない」と答えていましたが、5年生では約半数が設定のことを知っています。



家庭でのルールづくりを…

アンケートを通してわかってきたことは、子どもの世界にもスマホやタブレットなどの使用が驚くべき速さで浸透しているということです。このことは、子どもたちがインターネットを介してさまざまな危険やリスクにさらされていることを意味しています。最終的には、子ども自身で判断して機器の利用をセルフコントロールできると良いと思いますが、未成年である子どもへは、保護者のサポートが不可欠です。

すでにお子さんが使用しているご家庭はもちろん、これからお子さんに購入を考えてみえるご家庭も含めて、改めてスマホやゲーム機と「上手く付き合う」方法を話し合ってください。学校でもこの問題を家庭や地域の皆様と共有し、改善に向けた動きをつくっていきたく思います。

「平成30年度全国学力・学習状況調査」における 結果の考察と取り組み

木曾岬町教育委員会

4月19日に行われた「全国学力・学習状況調査」では、学力調査の他に、子どもたちに学習状況や学校生活・家庭生活についての問う調査や、学校に取り組み状況を問う調査が行われました。今月は、子どもたちの学習や生活、学校の取組状況について紹介します。

学習状況調査(児童・生徒質問紙)の結果

○：全国平均以上 ●：全国平均以下 □：全国平均と同程度

質 問 事 項	小学校(6年)	中学校(3年)
将来の夢や目標を持っている	●	○
家の人と学校での出来事について話をする	□	○
放課後や休日に、家でテレビやビデオを見たり、ゲームやインターネットをしていることが多い(携帯やスマートフォンの使用を含む)	●	●
平日、学校での学習以外に1時間以上勉強している(学習塾等を含む)	●	●
平日、学校の授業以外に、1日当たり10分以上読書をする(教科書や漫画・雑誌は除く)	●	●
地域の行事に参加している	○	○
地域社会などでボランティア活動に参加したことがある	●	●
前年度の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から進んで取り組んだ	○	●
算数(数学)の勉強は好きである	□	●

学校質問紙の結果

小・中学校が前年度の取組状況を振り返り、「あてはまる」と回答した項目の一部を紹介します。

- 授業の中で、児童の特性に応じた指導上の工夫を(板書や説明の仕方、教材の工夫等)行った。【小・中】
- 教員が電子黒板等のICT機器を活用した授業を、ほぼ毎日行った。【小・中】
- 授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会を設定した。【小・中】
- コミュニティ・スクール等の仕組みを活かして、保護者や地域の人との協働による活動を行った。【小・中】
- 保護者に対して児童の家庭学習を促すような働きかけを行った。【小】
- 将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導を行った。【中】

調査結果より

- 学習面については、子どもたちの学習意欲や理解度に課題が見られ、学校での指導上の工夫が、すべての子どもの学習理解に届いていない状況が見られます。「わかる」と実感できる授業を行うことが、子どもたちの自信につながり、将来の夢や目標につながっていくと考えます。
- 家庭学習の時間については、全国平均を大きく下回っています。保護者の皆様の協力を得ながら、子どもたちに宿題や予習復習の指導を粘り強く行っていく必要があります。
- 生活面については、家でテレビやDVDを見たり、ゲームやインターネットをしたりしている子どもの割合が高く、放課後や休日の家庭学習、また読書の時間が少なさに影響していると考えます。
- 読書活動については、平日10分以上読書する子どもの割合は全国平均を下回るものの、前年度に比べ増加傾向にあり、学校における読書活動の推進や町立図書館と連携した取組に一定の成果が見られます。
- 地域との関わりについては、地域の行事に参加している子どもの割合が高いことから、地域に目を向けた学習活動の取組が成果として表れてきています。

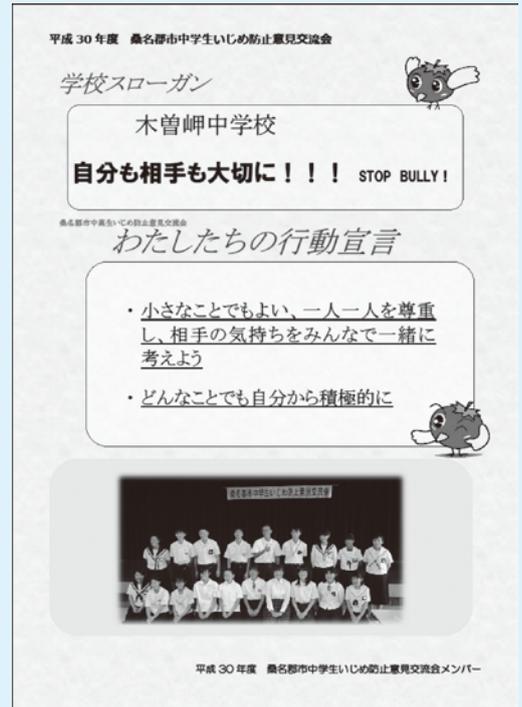
★今後、継続して取り組んでいくこと★

- 保護者・地域の皆様から信頼される学校づくりに努め、協働して子どもたちを育てていく「地域とともにある学校づくり」をさらに推進していきます。
- 少人数教育などきめ細かな指導を充実させ、子どもたちの意欲を高めながら学力向上に努めていきます。
- 情報化・国際化などこれからの時代に相応しい新しい教育について対応していきます。
- 家庭生活の過ごし方については、引き続き、学校と保護者の皆様で課題を共有し、家庭学習や読書活動の時間確保に向けた運動へと高めていきます。
- 木曾岬の素材を生かし、地域に根付いた郷土教育や町立図書館を核とした読書活動を推進していきます。
- 広報「きそさき」やホームページ、学校たよりなどで積極的な情報発信を行い、保護者・地域の皆様に子どもの育成について考えていただく機会を作っていきます。

ストップ いじめ! 「わたしたちの行動宣言」

夏休みに桑名郡市の中学生が集まり、『桑名郡市中学生いじめ防止意見交流会』が開催されました。木曾岬中学校からも2名の生徒が参加しました。いじめ防止に向け熱心なグループ協議が行われ、グループごとに「わたしたちの行動宣言」を作成し、各校へ持ち帰りました。2学期に入り、交流会に参加した生徒を中心に、全校に向けていじめ防止を呼びかける「学校スローガン」を作成しました。スローガンには、いじめをなくしていくために、相手のことも自分のことも大切にしていかなければならないという思いが込められています。

11月は、三重県いじめ防止条例で定める『いじめ防止月間』です。作成した行動宣言をポスターにして校内に掲示し、生徒一人一人がいじめ防止について考える機会を作っていきます。



木曾中フェスティバル(体育的行事)開催 ～絆の花咲け 情熱の花束～

9月27日(木)に木曾中フェスティバル(体育的行事)を行いました。天候不良のため1週間延期し、さらに当日の午前中も雨が残り、保護者の皆様の協力を得てグラウンド整備をして開催にこぎつけました。

今年の木曾中フェスティバルのテーマは「絆の花咲け 情熱の花束」です。この日のために生徒会が作った生徒会旗にはバラの花が描かれ、そのバラの花びらには全校生徒と職員の名前が書かれています。一つ一つの花びらに思いを込めることで、学校全体が絆で結ばれるというもので、子どもたちなりの創意工夫が見られた場面でした。

今年は生徒会が考えた新しい種目(待て待て玉入れ)が増え、これまで以上に木曾中フェスティバルを盛り上げようとする様子がうかがえました。また、恒例の種目、大縄跳びや全員リレーでは、クラスでの練習の成果が発揮され、全力での白熱した展開となりました。観覧されている保護者や地域の皆様からも熱の入った声援をたくさんいただくことができました。

雨の影響で時間を短縮した体育的行事でしたが、その分競技の中身を充実させましたので、子どもたちの中にはやり切ったという満足感に満ちた表情が広がっていました。

体育的行事の後は、中体連の新人大会、木曾中フェスティバル文化的行事と学校生活の節目となる大切な行事が続きます。学校行事等で子どもたちにどのような力を育てていくかを全職員で意識しながら、保護者や地域の皆様とともに、一人一人の子どもの可能性を高めていきたいと考えています。



今月の図書館コーナー

11月は文化の秋、芸術の秋

秋が深まると快適な気候になり、何かを学んだり深めたりするのに適した季節になります。「文化・芸術の秋」にふさわしいイベントも多く企画します。また、色鮮やかな紅葉を目にするのも秋ならではの楽しみです。自然の美しさや芸術に触れて心豊かに過ごしたいと思う方も多いのではないのでしょうか。

11月のメインコーナーは、一般向けの「ココロを美しくするアートな本たち」です。またミニコーナーは、児童向けの「げいじゅつであそぼう」です。それぞれのコーナーで、文化・芸術に関する様々なジャンルの本を紹介します。眺めているだけでも感性が磨かれるかもしれません。どうぞご覧ください。

木曾岬メガソーラーの太陽光発電所の展示・イベントについて

11月の郷土文化交流スペースでは、木曾岬メガソーラー株式会社の太陽光発電所の展示と、関連団体による展示を行います。また、展示に合わせて、工作体験や環境実験のイベントを予定しています。参加は無料です。皆さま是非お越しください。



◆子どもアイデア^{がっこう}楽工による廃材を活用した動く工作体験

11月11日(日) 午後1時～午後4時半まで

◆環境創造研究所による地球温暖化の仕組みが分かる実験

11月17日(土) 午前10時～午後4時半まで

図書館には38種類の雑誌があります!

『雑誌は借りられないの?』という質問をよくお聞きします。カバーで被っている最新号以外は貸出可能です。どうぞご利用ください。また、今後、図書館に配置する雑誌を検討する際の参考にしますので、「こんな雑誌を入れてほしい」というご意見もお待ちしています。カウンターまでお申し出ください。



- | | | | | |
|-------|-------------------|------------------------------------|-------------------------|--|
| ◎ 開館日 | 火～木
金
土・日・祝 | 午前10時～午後6時
正午～午後8時
午前9時～午後5時 | ◎ 郷土文化交流スペース (11月の展示予定) | <ul style="list-style-type: none"> 木曾岬メガソーラー株式会社の太陽光発電所の展示 子どもアイデア楽工による展示・イベント (11月前半) 環境創造研究所による展示・イベント (11月後半) 鈴鹿アンリミテッド (サッカーチーム) の展示 |
|-------|-------------------|------------------------------------|-------------------------|--|

● 問合せ先 / 町立図書館 ☎40-9010 HP : <http://kisosaki-library.net/>



教育関連施設 開館日のお知らせ



町 体育館 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎ 一般開放日
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。自由に使用できます。
11日(日) 午前9時～午後4時

文 化 資 料 館

- ◎ 開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北 部 公 民 館

- ◎ 開館日
火～日 (祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

▼高嶋一真さん(小林)「第11回三重県空手道錬成大会」準優勝!!

9月2日(日)に四日市楠緑地体育館にて開催された上記大会で木曾岬町スポーツ少年団剛柔流空手道KEアカデミーに所属する高嶋一真さんが個人組手の小学四年生男子の部で準優勝を果たしました。

一真さんからは「次は頑張ります」というコメントがありました。

今後の更なる活躍が期待されます。

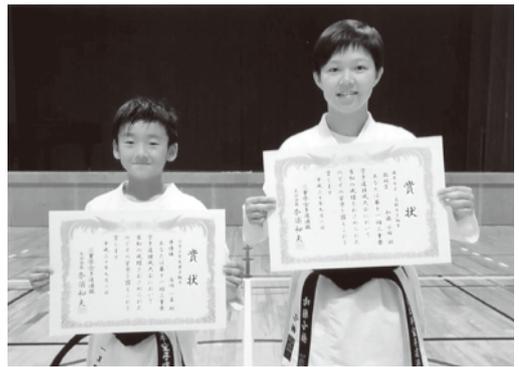
▼加藤小梅さん(下和泉) 「第11回三重県空手道錬成大会兼 全日本空手道選手権大会選考会」 敢闘賞!

9月2日(日)に四日市楠緑地体育館にて開催された上記大会で三重県立川越高等学校空手部2年の加藤小梅さんが敢闘賞をいただきました。

小梅さんからは「今回は敢闘賞という結果でしたが、次はもっと上位に入賞できるように頑張ります」とのコメントがありました。

なお、小梅さんは木曾岬町のスポーツ少年団にも所属しており、日々の稽古に励んでいます。

今後の更なる活躍が期待されます。



☆剛柔流空手道KEアカデミーでは、見学・体験会を随時受付中です。
興味のある方は月曜日と金曜日の夜7時から町体育館での練習日にお越しください。

▼第21回ひらかたカップドッジボール大会 木曾岬ラッキーキッズ 優勝!!

9月16日(日)に枚方市立総合体育館メインアリーナ(大阪府)で開催された上記の大会において、木曾岬町スポーツ少年団「木曾岬ラッキーキッズ」が東海・関西・九州西日本から集まった45のチームと激戦の中、ブロックを1位で勝ち進み、決勝トーナメントに進出し、強豪チームに勝ち抜き、見事「優勝」しました。

今後のさらなる活躍を期待しています。



体験会開催!

- 日 時 / 11月10日(土)、17日(土)
12月15日(土) 午後1時~午後3時
- 場 所 / 木曾岬町体育館
- 持ち物 / 体育館シューズ、タオル、飲み物

☆体の使い方、走り方、ボールの投げ方、キャッチの仕方など、指導者・団員の子どもたちが楽しく教えます。

学年・男女問わずお待ちしております。見学もできますので、ぜひお越しください。

▼“第3回ゆめはまカップ柔道大会” 大会結果!!

9月17日(月・祝)に桑名市体育館 武道場で開催された「第3回ゆめはまカップ柔道大会」において、木曾岬町スポーツ少年団柔道教室のみなさんが下記のとおり好成績を収められました。

今後のさらなる活躍を期待しています。

- (大会結果)
- 【幼児・1年生の部】 第3位 村瀬生真さん(小林)
 - 【2年生の部】 準優勝 松永夏李さん(雁ヶ地)
第3位 山口達也さん(和泉)
 - 【3年生の部】 第3位 渡辺海晴さん(南栄)
 - 【4年生の部】 準優勝 留場琉生さん(小林)
 - 【5年生の部】 準優勝 上野涼介さん(小和泉)
 - 【一般女子の部】 優勝 松永理瑚さん(雁ヶ地)



☆木曾岬町柔道教室では新入団員を募集しています。幼稚園・保育園児～中学生までの子ども達が中学校武道館で元気に練習していますので、ぜひ一度見学・体験にお越しください。
(貸し柔道着もあります)

☆練習日時／毎週、月曜日・火曜日・金曜日の午後7時～午後9時

▼“第25回町内ボウリング大会” 大会結果!!

木曾岬町体育協会主催の“第25回町内ボウリング大会”がシバタボウルで開催されました。

今年は一般部門31名、ジュニア部門26名の計57名の参加があり、下は小学校1年生から上は70代の方まで、にぎやかな雰囲気の中、歓声や笑い声が絶えないひと時となりました。

なお、各部門の結果については以下のとおりです。(敬称略)

- 【一般の部】 優勝：伊藤賢治 準優勝：森 正子 第3位：江場 晃
- 【ジュニアの部】 優勝：花井慧悟 準優勝：留場琉生 第3位：花井勇斗





11月は、「児童虐待防止推進月間」です。

この機会に、「**児童虐待**」について考えていきたいと思ひます。

虐待とは・・・

身体への暴力だけでなく、子どもの心を傷つける、衣食住の世話をしない、なども虐待にあたります。

<p>〈身体的虐待〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●なぐる、ける ●戸外に締め出す など 	<p>〈心理的虐待〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暴言を浴びせる ●無視する ●家庭内での暴力・暴言を見る、聞く など 	<p>〈ネグレクト〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食事を与えない ●極端に不潔な環境で生活させる ●家に閉じ込める など 	<p>〈性的虐待〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●わいせつな行為・性関係を強要する ●性器を触る・触らせる など
--	---	--	--



(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」平成25年8月改訂版より)

虐待は特別なことではありません

さまざまな問題で不安やストレスを抱えているところに「子どもが言うことをきかない」といったことが重なれば、どんな保護者でも虐待に至る可能性はあります。

虐待は、一部の特殊な家庭の問題ではないのです。

<p>〈保護者側の要因(例)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過度なストレスがある ●精神的に不安定 ●自分自身が虐待された経験がある ●支援者が少ない ●周囲から孤立している など 	<p>〈子ども側の要因(例)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●よく泣く。なかなか泣き止まない ●^{かん}癪が強く、なだめにくい ●こだわりが強い など 	<p>〈家族関係の要因(例)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済的に不安定 ●夫婦が不仲 ●家族関係が複雑 など
--	---	--



※これらの問題があるからといって、必ずしも虐待につながるというわけではありません。

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで(乳幼児揺さぶられ症候群)

赤ちゃんの脳は、激しく揺さぶられると衝撃を受けやすく、脳の損傷により重大な障害を負ったり、最悪の場合命を落とすこともあります。

「赤ちゃんが泣きやまない」などとイライラしたりしても、絶対に揺さぶってはいけません。万が一激しく揺さぶってしまった時は、すぐに医療機関を受診し、その旨を伝えてください。

ママだけでなく、赤ちゃんを抱っこするすべての人が知っておきましょう

周囲の皆さんへ 子育てを温かく支えてください

- ◎保護者が安心して子育てできるよう、さりげない声かけや手助けをお願いします。
- ◎子育てサロン・保健センター(保育士・保健師・栄養士への相談)などを紹介して下さると嬉しいです。

ご自身の子育てや、周囲の親子のことで気になることなどがありましたら、下記へぜひご相談ください。

相談機関	電話番号
木曾岬町保健センター (こども相談・子育て支援センター・ 子育て世代包括支援センター)	0567-68-6119
北勢児童相談所	059-347-2030
北勢福祉事務所	059-352-0581

その他、小中学校・教育委員会・幼稚園保育園・主任児童委員
民生児童委員・医療機関・警察なども相談を受けてくれます。

オレンジリボンツリー

「児童虐待防止推進月間」の啓発活動の一環として、平成30年度も三重県内の各市町で「オレンジリボンツリー」の展示を行っており、木曾岬町においても11月末日まで、庁舎1階のロビーで「オレンジリボンツリー」を展示していますので、短冊へのメッセージのご協力をお願いします。

未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく) (平成30年度「児童虐待防止推進月間」最優秀標語)

※189は児童相談所全国共通ダイヤルです。お住まいの地域の児童相談所に自動でつながります。一部のIP電話からはつながりませんのでご注意ください。

11月カレンダー

主な行事	場所	時間	備考
4㊦・文化祭			
7㊦・転倒予防教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
8㊦・すくすくひろば ・カウンセリング	保健センター 保健センター	午前10時～午前11時30分	要予約 ☎68-6119
11㊦・パパママ教室	保健センター	午前9時45分～午前11時50分	
12㊦・音楽療法	福祉・教育センター	午前10時30分～午前11時30分	
13㊦・もぐもぐ教室	保健センター	午前10時～午前11時30分	
15㊦・歯っぴい指導室	保健センター	午後1時30分～午後2時30分	
16㊦・育児相談	保健センター	午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
20㊦・トマッピーキッズサークル	木曾岬幼稚園・保育園	午前9時30分～午前11時30分	
21㊦・転倒予防教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
22㊦・人権・心配ごと・行政相談	福祉・教育センター	午前9時～午前11時30分	
25㊦・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務

12月カレンダー

2㊦・町内一斉清掃			
-----------	--	--	--

納付を
お忘れなく!

11月の納付

- 国民健康保険料(11/30納期限) …… 第5期分
 - 後期高齢者医療保険料(11/30納期限) 第5期分
 - 介護保険料(11/30納期限) …… 第4期分
 - 水道料金・下水道使用料(11/30納期限) B地区
 - 幼稚園授業料(11/27納期限) …… 11月分
 - 保育園保育料(11/27納期限) …… 11月分
 - 学校給食費(11/15納期限) …… 11月分
- 口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話 / 0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
 - FAX / 0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010



● 町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 1日・5日・8日・12日・15日 19日・22日・26日・29日	毎週火・金曜日 2日・6日・9日・13日・16日 20日・23日・27日・30日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 7日・21日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 7日・14日・21日・28日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 14日	毎月第4水曜日 28日
資源ごみ	毎月第4日曜日 25日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

第55回

町民体育祭



今年の新競技
進撃のジャンボバトンリレー



今年の新競技
アジャタ